

2021 年度品質管理レビューにおける重点的実施項目

2021 年 5 月 19 日
日本公認会計士協会
品質管理委員会

品質管理レビュー重点的実施項目は、監査事務所における品質管理のシステムの構成要素のうち、特定の部分及び特定の監査手続等を示し、品質管理レビューの往査時において必ず確認し、必要に応じて指導するものである。当年度の重点的実施項目は、過年度の改善勧告の状況や最近の動向を踏まえて決定しているものであるが、当該項目に不備等が発見された場合であっても、重点的実施項目であるということをもって特に加重し、改善勧告事項等にするというものではない。

品質管理レビューの実施に当たっては、監査事務所の品質管理体制や個別業務で選定した会社等の状況の理解だけでなく、監査事務所の業務管理体制も十分に理解した上でレビュー計画を策定し実施する。当該計画に基づきレビュー手続を実施した結果として、改善勧告事項がある場合には、発見事項となった根本的な原因の検討において、業務管理体制上の問題が認められるかどうかも含めて、監査事務所によって原因が適切に特定され、それに沿った改善措置が策定されるように指導するものとする。なお、前年度の改善勧告事項については、改善措置の状況の確認において、監査事務所が改善状況報告書に記載した上記の根本的な原因を踏まえ、監査事務所による改善措置が単に対症療法的なものにとどまることなく業務管理体制の変更の検討も含めて実施されているかどうかにも留意して、当該改善措置が着実に実施されていることを確認し、その後も必要に応じて指導を行う。

Ⅱで採り上げている「監査上の主要な検討事項」は、2021年3月決算の監査から原則適用されている事項であり、当年度においては個別業務における適用状況を確認することが特に重要である。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、前年度に引き続き十分に留意し、品質管理レビュー計画の策定、手続の選択及び実施に当たっては、監査事務所の状況に応じて、適切に対応していく。

なお、2020年12月に国際品質マネジメント基準第1号が公表され、我が国において「監査に関する品質管理基準」の改訂に向けた検討が進められているところであるが、品質管理レビューにおいては、監査事務所における当該改訂への取組の状況も確認し、適用に向けた準備を促進していく。

I 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況

監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況のうち以下を重点的実施項目として採り上げる。

1. 監査業務の品質を重視する風土
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
4. 職業倫理及び独立性（監査責任者等及びチームメンバーのローテーション管理）
5. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存

これらのうち1から3までは、監査事務所が監査の品質を維持・向上させるために継続して取り組まなければならない重要なテーマである。特に3にある専門要員の教育・訓練は、企業不正を見抜くためには会計士個人の力量の向上が大きな課題とされていることも踏まえて、重点的实施項目に含めている。会長声明「継続的専門研修の適切な受講について（要請）」（2021年3月9日）にあるとおり、今般のCPEの不適切な受講の事案を踏まえ、CPEの意義を改めて心に刻み、真摯に取り組むことが強く要請されているところであり、監査事務所は当該要請を踏まえて適切に対応する必要がある。これらが適切かつ有効に整備・運用されているかを確認し、適切な指導及び監督を行う。

職業倫理及び独立性の領域においては、「独立性に関する実務指針」の「担当者の長期的関与とローテーション」に関する独立性規定の2018年4月の改正を受けて、2019年度から上記4の職業倫理及び独立性（監査責任者等のローテーション管理）を重点的实施項目として採り上げており、適切にローテーション管理されているかを確認し、適切な指導及び監督を行う。また、会長通牒2020年第1号『担当者（チームメンバー）の長期的関与とローテーション』に関する取扱いにより、社会的影響度が特に高い会社の監査業務の場合には、2021年4月1日以後開始事業年度からチームメンバーのローテーションに関する取扱いが追加的に適用されているため、その適用が適切に行われているかについても確認し、適切な指導及び監督を行う。

上記5は、監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存に関して改善勧告事項のある監査事務所が散見されていること、また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響下においては、特に監査ファイルの最終的な整理にも留意する必要があることから、前年度から重点的实施項目としており、それらの状況を確認し、適切な指導及び監督を行う。なお、これに関連して、ITの有効活用による監査業務の効率化や深度ある監査が期待されていることを考慮し、監査事務所における監査調書の電子化に向けた取組状況についても確認する。

なお、2021年版レビューツールの該当部分は、以下のとおりである。

- ・ 品質管理のシステムに関するレビュー手続書(QCP300)のⅢ。
 - 「1. 品質管理のシステムの構成」内の該当箇所
 - 「2. 品質管理に関する責任」内の該当箇所
 - 「5. 職業倫理及び独立性」内の該当箇所
 - 「7. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任」内の該当箇所
 - 「9. 審査」内の該当箇所
 - 「10. 調書管理」内の該当箇所
- ・ 監査業務レビュー手続書(QCP400)

「2 監査業務における品質管理」内の該当箇所

II 個別業務における監査の実施状況

個別業務の実施について、以下を重点的実施項目として採り上げる。

1. 監査上の主要な検討事項
2. 会計上の見積りの監査
3. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
 - ① 職業的懐疑心
 - ② 収益認識
 - ③ 経営者による内部統制を無効化するリスク
4. グループ監査の手続
5. 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査
6. 開示書類におけるその他の記載内容に関する手続

上記1は、2021年3月決算の監査から原則適用されているものである。監査報告書における「監査上の主要な検討事項」の記載は、監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることにその意義があるが、これにより期待される効果が発揮されるためには、監査人が実施した監査の内容に関する情報提供が適切に行われることが重要であることから、当年度の重点実施項目とした。当該事項については、前年度に引き続き、監査事務所の方針及び手続について確認するとともに、個別業務での適用の状況を確認、適切な指導を行う。

上記2から4までは、引き続き多くの監査事務所における改善勧告事項となっている重要な項目であり、また、近年における海外を含む子会社等の不正会計事例などを考慮して決定したものである。会長声明「最近の不適切会計に関する報道等について」（2020年2月14日）が公表され、監査における不正リスク対応基準とともに、循環取引については会長通牒平成23年第3号「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」の今一度の確認が求められていることも考慮し、継続して重点的実施項目とするものである。特に、上記2に関しては、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による不確実性の高い環境下にあることに加え、上記1の監査上の主要な検討事項として監査人が特に注意を払った事項となる可能性が高いことや、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が2021年3月期から適用されていること、また、監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」が2021年1月14日付けで改正されており、早期適用が想定されることを考慮したものである。

上記5は、不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社がここ数年増加の傾向にあり、その中に会社の内部統制が十分に機能していなかったことに起因する事例が見受けられること、及び、上記の会長声明で、監査の実施過程における不適切会計の防止と発見について、必要に応じた内部統制の整備及び運用状況の再検討など適切に対処することが求められていることを考慮し、前年度より重点的実施項目としている。

上記6は、有価証券報告書におけるリスク情報等の記述情報の充実及び監査関係の情報の拡充に伴い、開示書類におけるその他の記載内容に関する手続の重要性が高まっていることを考慮し、前年度より重点的実施項目としている。これに関しては、監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」が2021年1月14日付けで改正されており、2022年3月31日以後終了する事業年度から適用されることとされているが、2021年3月31日以後終了する事業年度から早期適用することができる」とされている。

個別業務において、これらの項目の実施が適切に行われているかを確認し、適切な指導及び監督を行う。なお、「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」及び「リモートワーク対応」が当協会から順次公表されているが、品質管理レビューにおいては特に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響下においても十分かつ適切な監査証拠が入手できているか確認する。

なお、2021年版レビューツールの該当部分は、以下のとおりである。

- ・ 監査業務レビュー手続書(QCP400)
 - 「8 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別及び評価」内の該当箇所
 - 「14 不正を含む重要な虚偽表示リスクへの対応」内の該当箇所
 - 「16 実証手続の立案及び実施」内の該当箇所
 - 「24 監査意見の形成と監査報告書」内の該当箇所
 - 「25 会計上の見積りの監査」内の該当箇所
 - 「25《2》 会計上の見積りの監査（早期適用）」内の該当箇所
 - 「27 グループ監査」内の該当箇所
 - 「28 内部統制監査」内の該当箇所
 - 「35 財務諸表等の表示及び開示」内の該当箇所
 - 「35《2》 財務諸表等の表示及び開示（早期適用）」内の該当箇所

以 上